

令和2年度 第1回 「さいたま市食の安全委員会」 議事要旨

日時	令和2年10月29日(木) 午後10時00分～11時45分
場所	大宮区役所4階 401・402会議室
出席者 (敬称略)	<p>〔委員〕計11名 井上 康江／加藤 雅信／黒須 正平／篠崎 智子／新藤 みち子／ 高野 伊知郎／高山 光明／星野 和江／本多 正司／森田 万里子／ 山田 昭夫／</p> <p>〔関係課〕計9名 塚越龍彦消費生活総合センター所長／塚本明宏健康増進課長／ 中嶋洋食肉衛生検査所長／小林裕子地域保健支援課長／ 岩城誠食品衛生課長／近藤貴英生活科学課長／川田公昭農業政策課長 (代理：山口正人農業政策係長)／小椋和彦健康教育課長／ 安部真弥北区役所保健センター所長／</p> <p>〔事務局〕計3名 食品・医薬品安全課：福島課長／小島課長補佐／矢澤技師／</p> <p>〔傍聴者〕0名 〔報道関係者〕0名</p>
欠席者	<p>〔委員〕計2名 藤野恵／玉木雅子／</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状交付</li> <li>3 食品・医薬品安全課長あいさつ</li> <li>4 委員自己紹介</li> <li>5 委員長及び副委員長選出</li> <li>6 委員長あいさつ</li> <li>7 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「さいたま市食の安全委員会」について</li> <li>(2) 「さいたま市食の安全基本方針」について</li> <li>(3) 「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」について</li> <li>(4) 令和元年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」 実施結果について</li> <li>(5) 令和2年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」 素案について</li> <li>(6) その他</li> </ol> </li> <li>8 閉会</li> </ol>

公開又は 非公開の別	公開
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 令和2年度 第1回「さいたま市食の安全委員会」 席次表</li> <li>・ さいたま市食の安全委員会 設置要綱</li> <li>・ 「さいたま市食の安全委員会」第9期委員名簿</li> <li>・ (参考) 「さいたま市食の安全対策会議」構成員名簿</li> <li>・ (資料1) 「さいたま市食の安全委員会」の概要</li> <li>・ (資料2) さいたま市食の安全基本方針(冊子)</li> <li>・ (資料3) 令和元年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」の実施結果</li> <li>・ (資料4) 令和2年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」(素案)</li> <li>・ (資料5) 平成31(2019)年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」に基づく実施結果</li> <li>・ (資料6) 令和2年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」</li> </ul>
問い合わせ先	保健福祉局 保健部 食品・医薬品安全課 電話 048-829-1300

<議事(1)説明>

「さいたま市食の安全委員会」について、事務局(食品・医薬品安全課長)から次のような説明がありました。

- ・ 「さいたま市食の安全委員会」は、さいたま市における食の安全安心の確保を図るため、広く市民の方々のご意見、ご提言を施策に反映することを目的として、平成16年8月に設置をされたものです。
- ・ 委員の任期は2年となっていますが、再任は妨げません。
- ・ 委員の構成は消費者、農業等の生産者、食品事業者の製造・加工業、流通業、販売業等及び学識経験者となっています。

<質問・意見等>

- ・ ありませんでした。

<議事(2)説明>

「さいたま市食の安全基本方針」について、事務局(食品・医薬品安全課長)から次のような説明がありました。

- ・ 平成15年5月に制定された「食品安全基本法」では、地方公共団体の責務として「区域の諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。」と定めており、さいたま市

では、市民が安心した食生活をおくることができるよう、生産、製造から流通、消費に至るまで総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方、市民に身近でわかりやすい施策の方向を示すものとして、この「さいたま市食の安全基本方針」を策定しています。

- ・食の安全の確保のために、行政・事業者・消費者の相互理解と協働により、予防原則に基づいた総合的な取組を展開するため、「行政の責務」「事業者の責務」「消費者の役割を」を規定しています。
- ・さいたま市の基本的な取組として6つの取組「食の安全に関する情報を迅速にわかりやすく提供します」「食の安全に関する相談に積極的に応じます」「食品の安全性を確保するための監視、指導及び検査を強化します」「事業者の自主的な衛生管理と食品表示の適正化を推進します」「安全で安心できる食生活の一助として、地産地消を推進します」「市民一人ひとりが食を大切に思う気持ちと、望ましい食習慣を身につけるため「食育」を推進します」を説明しました。

#### <質問・意見等>

- ・この冊子の入手方法について確認がありました。  
→さいたま市のホームページにPDFファイルで掲載しています。

#### <議事（3）（4）（5）説明>

「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」、「令和元年度 さいたま市食の安全基本方針アクションプラン実施結果」、「令和2年度 さいたま市食の安全基本方針アクションプラン素案について」をまとめて、事務局（食品・医薬品安全課長）から次のような説明がありました。

- ・「さいたま市食の安全基本方針」に基づき関係各課が実施する事業を60のアクションに取りまとめ、アクションプランとして提示しています。
- ・それぞれのアクションに対して具体的な目標を掲げ、数値目標があるものについては、達成度をA～Cで評価しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、シンポジウム等、大勢の人が集まる事業を内容とするアクションについては、令和2年度も目標達成が厳しい場合があります。

#### <質問・意見等>

- ・「I-（2）ウ）食の安全に関する説明会等の開催」のアクション6「食の安全フォーラム、サイエンスカフェの開催」について、新型コロナウイルスの感染拡大により開催できない状況があったようですが、今後の課題としてどのような考えを持っていますか。また、ウェブ開催等を検討しているかの確認がありました。  
→設備等の課題もありますが、選択肢の一つとして引き続き検討します。

- ・「Ⅰ－（２）エ）出前講座の実施」のアクション７「食の安全に関する出前講座の実施」について、平成３０年度と令和元年度の実績を比較すると大きく減少していますが、代替方法や「対応可能な要請について１００％実施」という目標設定の仕方について再考する必要があるのでは、との意見がありました。  
→次回アクションプラン策定の際に、御指摘を踏まえて検討します。
- ・「Ⅰ－（３）ア）啓発用品による食の安全意識の普及」のアクション９で小学校等に様々な啓発品等を配布していますが、どのように使われているか、どのように配布しているか等、その後の活用状況等を確認しているのでしょうか。  
→確認できていない部分もあるため、現場の方の御意見を伺いながら今後の配布等の方法について検討します。
- ・「Ⅲ－（２）生産、製造、加工、流通、販売及び調理の各段階における監視指導の充実」の達成度が「Ｂ」評価となっておりますが、新型コロナウイルスの影響でこの評価になっているのか確認がありました。  
→新型コロナウイルス感染症の流行により、施設への立ち入りがなかなかできなかったことが影響しています。

#### <議事（６）説明>

その他について、事務局（食品・医薬品安全課）から次のような説明がありました。

- ・次回以降に使用する「平成３１（２０１９）年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」に基づく実施結果」及び「令和２年度さいたま市食品衛生監視指導計画」の構成や概要について紹介しました。  
また、健康増進課長から、農業政策課が「食育の日」と同じ、毎月１９日を「地産地消の日」に制定したとの紹介がありました。

#### <質問・意見等>

- ・説明事項について、質問等はありませんでした。
- ・「さいたま市食の安全委員会」の議事録の取扱いについてどのようにするのですか、ホームページにアップするのか確認がありました。  
→事務局が議事録を作成し、委員による内容確認の後、さいたま市のホームページに掲載します。